

水戸地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日 時

令和4年11月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

秋山肇、伊藤哲司、海老原健、大木光子、小川賢司、加藤祐一、神谷雄一郎、鈴木健秀、田中記代美、針原陽子、廣澤諭、松本利幸（委員長）（五十音順 敬称略）

【説明者】

原宗鑑簡裁判事（水戸簡裁）、富澤誠民事調停委員

【事務担当者等】

岸英範民事首席書記官、高田浩志刑事首席書記官、内野洋事務局長、下川由美子事務局次長、佐藤雅人総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（針原委員）

(2) 第38回委員会（令和4年6月20日実施、テーマ「犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況の報告

(3) 本日のテーマ「調停制度発足100周年」

ア 原簡裁判事から、簡易裁判所の民事調停手続について説明

イ 模擬民事調停の実演及び説明

ウ 佐藤総務課長から、裁判所における調停制度利用促進のための広報について説明

エ 富澤民事調停委員の講話

(4) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員、■説明者）

● 模擬民事調停を御覧になられた感想や質問を伺いたい。

○ 疑問に思ったことは以下の3点である。

① 当事者が、調停案の内容について家族の意向も含めて考えたいから家族も同席させたいと述べた場合に、当事者の家族も調停の場に同席できるのか。

② 自らの考えとギャップがあるとして調停案に対して相手方が当初前向きではない意向を示したケースでは、模擬調停のように相手方を持ち上げたりしながらの調停活動を通じて、どのくらい相手方の考え方が変わったりするのか。

調停委員らが当事者と信頼関係を築くことにより譲歩や変化等を引き出せることや、反対に決裂してしまうケースがどの程度あるのか。

③ 普段は法律と無縁で、かつ、調停という場で緊張している調停の当事者に対して、調停委員らは、具体的にどのようにコミュニケーションをとって理解を深めてもらっているのか。

■ ①については、調停委員会が家族を同席させた方がいいと判断して認める場合もあるが、ケースバイケースである。調停期日は、1回で終わる必要はないため、家族との相談を要する場合にはいったん持ち帰って次回期日までに家族と検討してもらおう場合もある。

②については、相手方が裁判所に来るということ自体が、話合いに応じる気持ちがあるということであり、相手方の気持ちの変化の現れだと考える。調停委員としても、その点は大事にし、信頼関係作りの足掛かりと認識して調停に臨んでいる。

③については、「調停費用の各自負担」といった裁判所以外では使わないような法律用語をかみ砕いて説明をしている。民事調停は金銭的

な解決を図ることが多いため基本的にはそれほど難しい内容はないものの、その他の条項についても両当事者に対してきめ細やかな説明をしている。

- (②についての補足) 交通事故の事案では過失割合などで相手方にとっては不利となる場面が多いことから、調停の場でどれだけ相手方に理解してもらえるかが重要である。相手方が、申立人の言い分だけを聞いて一方的に何かを押し付けられるのではないかと危惧する場合もあるため、できるだけ具体的かつ丁寧に説明するようにしている。

(③についての補足) 調停条項は文章のままだと固い表現であるため、話し言葉で説明して理解してもらうよう努めている。

- 民事訴訟における和解の場面でも同様で、当事者本人に対しては、難しい法律用語や和解条項をかみ砕いて話し言葉で説明して理解してもらっている。

○ 交通事故で任意保険に加入している場合は、一般的に保険会社同士での交渉が調わなかった場合に調停に持ち込まれるのか。

- そのような場合が多い。

○ 相手方が自分にそこまで過失がないなどと最後まで主張した場合、調停は不成立となって訴訟に持ち込まれるのか。

- 当事者双方が合意に至らず、調停が不成立となった後に、訴訟をするか否かは申立人が検討することになる。訴訟では、証拠に基づいて過失の有無を判断することになる。

○ 民事調停では二、三回の期日、3か月程度の期間で解決するとのことだが、調停1回当たりの時間はどれくらいかかるのか。

- ケースバイケースではあるが、一般的に1回目は争点把握のため、時間がかかることがあるが、2回目以降は、1回目ほどは時間がかからない。一方で、当事者双方がその日のうちに調停をまとめたとい

った場合には、時間が長くなりがちである。

○ 当事者が仕事を抜けて調停に出席するような場面では、1回の調停期日に二、三時間かかるとしたら、調停手続ならば早く紛争を解決できると言われても厳しいものがあると感じた。

● 民事調停の利用減少の理由や、調停の認知度を上げるための知恵があれば伺いたい。

○ その前提として以下の2点について伺いたい。

① 三者以上の調停はあるのか。

② 諸外国の調停制度の状況も教えていただきたい。

■ ①については、相手方が複数人というケースはままある。相続が絡む場合や、主債務者と併せて連帯保証人に請求するような場合である。

②については、諸外国の状況は承知していない。

○ 日本の優れた制度として、調停制度を国外に向けてアピールした上で、その成果を国内の人に向けてPRできれば効果的だと思う。

調停制度の利用が減少している理由は、利用のハードルが高いという点があると思う。SNSを使った宣伝や高校・大学に出張して模擬民事調停を内容とする授業を行うなど、若者をターゲットにした方法で、利用のハードルが高くなく、場合によっては大いに活用できる制度であることを浸透させていく必要があると思う。

● 若者向けの広報として、裁判所でも出張講義などはしてきたが、内容は裁判手続が中心だった。御指摘のように若者に紛争解決の選択肢として調停制度があることを伝えるも重要だと思う。

○ 保護司の認知度が低かった頃から、公民館や学校などで公開ケース研究をして参加者と一緒に問題解決について考えたり、駅などでチラシを配ったりしている。今でも「社会を明るくする運動」として続けている。地道な広報活動が大事だと思う。

- 平成24年から民事調停の数が減少している理由は、平成23年に起きた東日本大震災を原因とする紛争と過払金返還請求が落ち着いてきたことも影響していると推測される。紛争が減るのはよいことだが、調停制度が忘れられないよう広報していく必要があると思う。

水戸地家裁で実施した調停100周年記念行事の際、県内の全高校生に向けてチラシを配布したと聞いた。柔軟な思考のある若い世代に向けた画期的な取組みであり、今後の効果に期待したい。

訴訟と調停の違いを理解している人は少なく、調停の相手方には訴えられたと捉える方もいるため、調停は当事者双方のこれからを考える手続であることをPRしてほしい。弁護士としても調停を生かしていきたい。

- 調停が訴訟に比べてハードルが低いということについては、調停は当事者が気軽に利用しやすいという良い面と、ハードルが低いがゆえにある程度の割合で相手方が調停を欠席してしまうという悪い面がある。

- 現代では、悩み事があるとまずインターネットで検索することが多く、直接弁護士への依頼を促す広告も散見されるので、裁判所もインターネット上でのPRを検討してみてはどうか。

調停を利用して解決した事例などの広報があれば、マスコミとしても協力できることがあると思う。

- 続いて、現在の裁判所の広報について、その内容が民事調停の良さを伝えるものになっているか等意見を伺いたい。

- 民事調停の数が減っていること自体は必ずしもネガティブな側面だけではない。権利意識の高まりから調停より訴訟を優先する結果、民事調停の数が減っている可能性もあると思う。

広報をどこに向かってするかについては、①若い人に伝え、何かあっ

たときに使えるようにしてもらおうというもの、②若い人に限らず広く伝えるというもの、③困った人が困ったときに使えるようにピンポイントで伝えるというもの、の三つがあると思うが、裁判所の広報は、③の広報が弱い気がした。

紛争解決のためのコストが低いとか、自分の声が解決につながるというのが調停の特徴だと思うので、困った人がインターネットで検索しやすく一目で調停を利用したいと思うような広報の仕方、あるいはパンフレットの表紙に調停という言葉を書かないようにするなど、少し緩い広報の仕方を検討してもよいと思う。

多くの人が行く市役所に広報の協力依頼をしているのは非常に良いと感じた。

- 調停の数の減少は、民事訴訟の事件数との関係も含めて検証する必要があるかもしれない。民事訴訟自体も減少傾向にある状況だが、他方で権利意識の高まり等を背景に複雑な事件や解決困難な事件は増えている。

水戸管内における調停事件は、交通事故による損害賠償の事件の割合が多い状況である。

- 調停事件も訴訟事件も減少しているが、一番減っているのは、消費者金融からお金を借りて返せなくなっているような事件である。その他、権利意識の高まりから契約書をしっかり作るようになったことから、借りた、借りてないというような内容の紛争もほぼ無くなっている。

交通事故による損害賠償は、訴訟においても、約2割を占めるが、若者の車離れが交通事故自体の上昇を抑えている印象がある。調停より訴訟を選ぶ要因は、保険会社の弁護士特約などにより自分の権利を主張しやすくなっていることやドライブレコーダー等電子機器の普及に

より互譲しなくても証拠上明らかになることが挙げられる。

交通事故による損害賠償事件は、増える要因と減る要因がせめぎあっており、消費者金融の事件に比べるとさほど減っていない。

- 民事調停を利用すべきか悩んでいるとき、相談できる窓口はあるか。
- 簡易裁判所の窓口では、申立書などの書式を示して手続案内をしている。
- 手続案内を受けられることを知らない可能性もある。裁判所に来るまでのハードルが下がるとよい。
- 調停では相手方が期日に出頭せず話し合いができない可能性があるため、代理人弁護士を頼んでもお金と時間が無駄になってしまう可能性があることから、弁護士としては、当事者に最初から訴訟を勧める場合がある。

5 次回のテーマ

「裁判所のデジタル化について」

6 次回の開催期日

令和5年6月19日（月）午後1時30分から午後3時30分まで